森林カーボンクレジット創出促進事業
説明資料

環境局　森林経営管理課

林業行政から森林行政への転換　～森林経営管理の取組方針～

【これまでの方針と課題】
　山間部を中心に林業が雇用や地域振興に寄与しているため、これまで木材生産を主体とした林業を中心に森林経営を行ってきた。しかし、木材価格の低迷や従事者の高齢化など、林業、木材業界が厳しい状況となり、管理不足が原因で荒廃した人工林が増加し、山地災害を引き起こす恐れが高くなっているため、適切な森林の管理が急務となっている。

【今後の方針】
　市内の森林を「環境林」、「循環林」と区別し、森林経営管理を行っていく。「環境林」は森林の有する公益的機能の高度発揮を目指し、「循環林」は森林の有する公益的機能に配慮しつつ、木材生産を主体とした資源の循環利用を行う。
※環境林にも経済価値があり、その価値を評価した新しい施策の実施

環境林
＜基本的な考え方＞
生物多様性の保全や水源涵養機能の維持、景観維持、創出などの公益的機能が高度に発揮できるよう適正に森林経営管理を行う。

循環林
＜基本的な考え方＞
森林資源の利用を通じて地域経済の発展に寄与するとともに、CO_2の吸収や水源の保全、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮についても配慮し、森林の適正な保全や管理につなげる。

悪い（高コスト）　**地理的条件**　良い（低コスト）

カーボンクレジットとは

カーボンクレジットとは
気候変動への対応において、温室効果ガスの排出削減や吸収量増加を行うことを「価値」と捉え、プロジェクト実施によるCO_2の削減・吸収量を“見える化”して、売ったり買ったりできるようにした「証明書」

証明書発行までの流れ
①削減・吸収プロジェクトを実施する　　例：森林整備（間伐・植栽）、再エネ導入、エネルギー効率改善
②専門家が本当にCO_2が減ったかを計測・認証
③削減・吸収量を「クレジット」として発行

発行されたクレジットはどのように使われるのか
自分たちで行う排出削減の取組では削減しきれない部分を各種プロジェクトにより削減されたCO_2をクレジットとして購入することでオフセット（埋め合わせ）をする。
このような考え方をカーボン・オフセットといい、発行されたクレジットはカーボン・オフセットの手段として利用される。

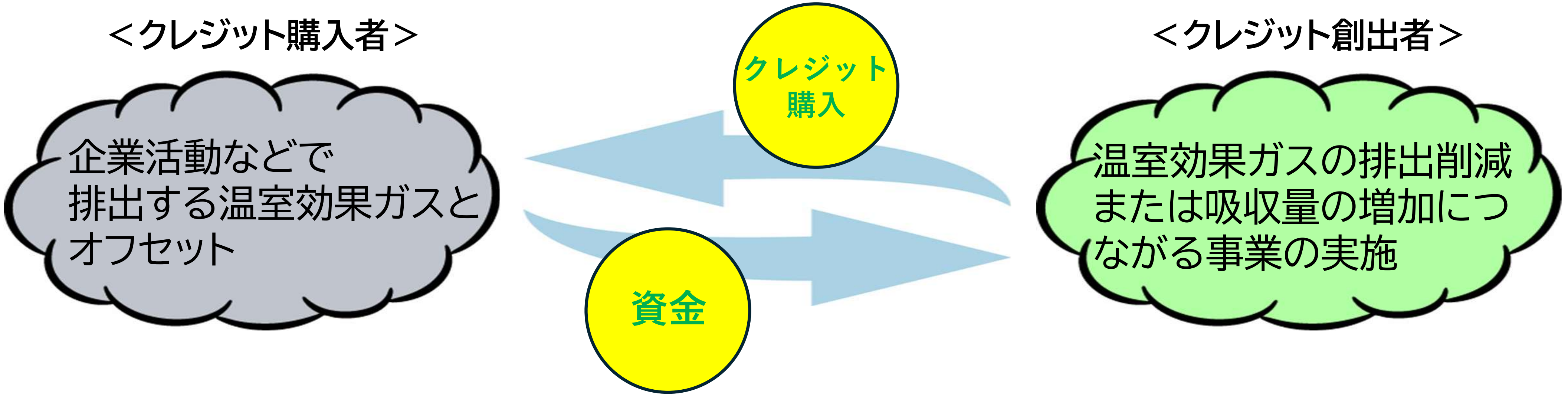

静岡市における新しい森林カーボンクレジットの取組概要

カーボンクレジットとは

CO2削減量を「クレジット(証書)」として発行し、企業間で売買する仕組み

カーボンクレジットの種類

①コンプライアンスクレジット(日本ではJクレジット)

国や地域政府などが定める規制・制度におけるクレジットであり、国の脱炭素のために作られているため、指標はCO2削減量のみ

②ボランタリークレジット(本事業で目指すクレジット)

民間団体が運営している制度におけるクレジットであり、企業の自主的なオフセットに用いられる。CO2吸収量以外の指標を評価することが出来る

実証実験イメージ

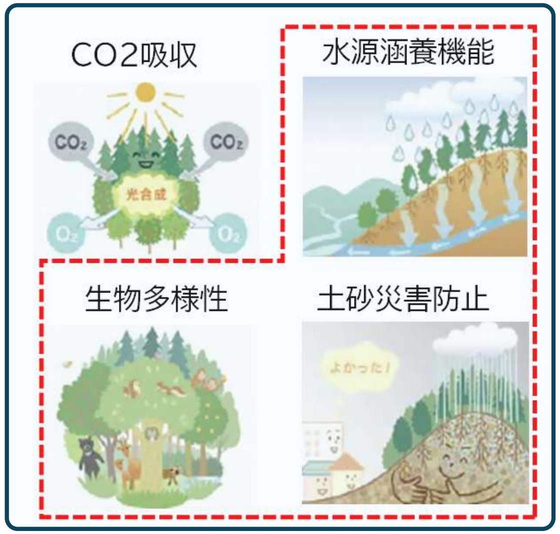

既存のカーボンクレジットはCO2吸収量のみを評価

調査、評価、方法論の登録までの実証を行う

評価 → クレジットとして認証

静岡市が目指す新しい森林のカーボンクレジットはCO2吸収量以外の公益的機能を評価するもの。静岡市独自の取組で、全国でも事例がほとんどない。

企業

環境保全に興味がある企業、CO2の削減を行っている企業

↕ クレジットの売買

森林所有者等

適正な森林整備を行うインセンティブに

今後の取組について

・2025年9月に実証実験を行う事業者2者と協定を締結。
・2027年12月までの期間で運営事務局の支援のもと、実証実験を実施し、新しいカーボンクレジットの創出を目指す。
・創出された森林カーボンクレジットは環境保全に関心のある企業に購入をしてもらい、それが森林所有者の収入になれば、森林整備を行うインセンティブになる。報告会などを実施し、本事業について発信を行っていく。

静岡市森林カーボンクレジット創出促進事業　実施体制

2025（令和7）年				2026（令和8）年		2027（令和9）年			2028（令和10）年		
6月	7月	8月	9月～	…	7月	…	7月	… 12月	1月	2月	3月
6/11日・12日 事業説明会 ▽	7/25（金） 公募終了 ▽	8/20（水） 審査会 ▽	協定締結 ▽		中間報告会 ▽		中間報告会 ▽		最終報告会 ▽		
公募		審査・決定	事業準備	実証事業実施					成果報告・情報発信		

①実証事業の準備

令和7年6月～9月中旬
- 採択された選定事業者は、本事業の目的が効果的に達成できるよう、「実施計画書」を作成
- 実証事業に必要な資源の手配、実証フィールドとの調整等を行う。準備が整ったら実証事業をスタートする
- 実証事業の準備・実施において、各選定事業者のニーズに応じて、運営事務局の助言を得ることができる
- 詳細は選定事業者と協議のうえ、決定する

②実証事業の実施

令和7年9月中旬～令和9年12月
- 実証事業者は運営事務局、連携パートナーと協力しながら、実証事業を実施。
- 市及び運営事務局の行う事業成果の広報およびPR（中間報告会）に参加する。中間報告会は令和8年7月、令和9年7月を予定。
- 実証事業者は月1回の頻度で実証事業に関する進捗報告を行う。
- 運営事務局は実証事業の進捗を管理、支援するとともに、必要な助言を行う。
- 新しいカーボンクレジットの創出のため、実証事業と並行して認証機関との調整を行う。

③実証事業終了後

令和10年1月～3月
- 事業成果の広報及びPR（最終報告会等）を実施する
- 事業成果を自主的・積極的に周知する（ウェブサイトへの情報掲載、プレスリリース、各種イベント等における発表等）。